

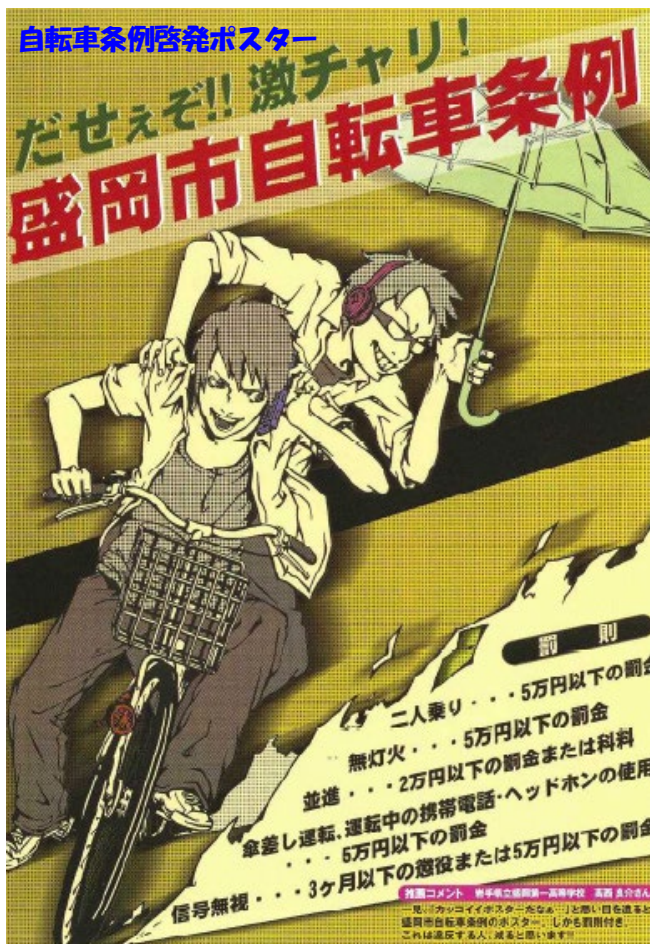
自転車利用促進社会実験のご紹介（盛岡市）

盛岡地方振興局土木部

盛岡市では、「盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例」（自転車条例）が平成20年4月1日から施行されました。自転車条例では、市民が誰でも気軽に利用できる交通手段として自転車を位置づけ、利用促進を図ることとしています。

自転車が利用しやすい環境整備の社会実験として、平成20年度に「自転車走行環境の整備」、「自転車駐車環境の整備」などが行われ、東大通り、公園下、大通地区ではブルーゾーンが設置されました。ブルーゾーンの設置により、「歩道を通行する自転車の割合が減った」などの効果が得られましたが、自転車の逆走（右側通行）が増加するなどの問題点もありました。

自転車の安全で快適な利用のためには、環境整備などのハード整備も必要ですが、自転車を利用する方々のマナーアップも大切です。今一度、自転車のルールを確認し、快適で安全な自転車ライフを楽しんでみてはいかがでしょうか。



～自転車条例の基本方針～

- ◆自転車が利用しやすい環境整備
- ◆ルール徹底による安心安全な利用の周知
- ◆安全利用を実行してもらうための啓発活動の推進
- ◆自転車利用者の適切な責務の実行

～守りましょう、自転車のルール～

自転車に乗るときは、ルールを守り、安全に利用しましょう。

- 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を走行
- 歩道は歩行者優先、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転、二人乗り、平進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- 子供はヘルメットを着用